

○車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）様式第三（新）
（表）

<p>第 _____ 号</p> <p>官職 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>道路法 第72条の2第3項の立入検査員証 (第72条の2第2項関係)</p> <p>道路管理者 印</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日 発 行</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効</p>	<p>六・五センチメートル</p>
<p>九センチメートル</p>	

（裏）

道路法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二（略）

2 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者